

環境影響評価制度等推進費

28百万円(10百万円)

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の概要

環境影響評価法(平成9年法律第81号)は、附則第7条において、施行後10年を経過した場合に、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。平成21年度6月に法の完全施行から10年を迎えることから、環境影響評価法の施行状況等について、総合的に検証を進めていく必要がある。

平成19年度には、環境影響評価制度総合研究会(局長諮問)を立ち上げ、施行状況の調査等を通じて現行法の課題の抽出を行う。

2. 事業計画

	H19	H20	H21
環境影響評価制度の推進	→		
	現行法の課題抽出	課題への対応方向の検討	制度の見直し

3. 施策の効果

現行法の施行状況等について検討を行い、法に定められた施行後10年の制度の見直しを行う。

(参考)

環境影響評価法附則第7条

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

環境影響評価制度の充実・推進に向けた施策の展開

平成9年6月 環境影響評価法公布

平成11年6月 環境影響評価法完全施行^()

()平成18年11月末までに、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を終了した案件:102件

平成17年3月 基本的事項改正
平成18年3月 主務省令改正

附則第7条

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成19年度 現行法制度の課題抽出

平成20年度 課題への対応方向の検討

平成21年度 法に定められた施行状況の検討・制度の見直し